

事 務 連 絡
平成 29 年 1 月 31 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

平成 29 年度障害福祉サービス等報酬改定による福祉・介護職員処遇改善加算の
拡充について

障害福祉行政の推進につきましては、日頃からご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

障害福祉人材の処遇改善については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）等に基づき、平成 29 年度に障害福祉サービス等報酬を改定し、月額平均 1 万円相当の福祉・介護職員処遇改善加算（以下「加算」という。）の拡充を行うこととしております。

今般の改定に係る関係告示については、近日中に行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第三十九条の意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、当該告示の公布や関係通知の発出は 3 月以降となる予定です。

また、平成 29 年度の加算の算定にあたり事前に都道府県等への届出が必要な書類（福祉・介護職員処遇改善計画書等。以下「計画書等」という。）の様式例等についても、3 月以降に発出する関係通知の中でお示しすることとしておりますが、届出の締め切りについては、通常 2 月末日となっているところ、平成 29 年度当初の特例として、以下の取扱いを認める予定ですので、貴管内市町村、関係団体、関係機関に周知をお願いします。

平成 29 年度当初の特例

平成 29 年 4 月から処遇改善加算を取得しようとする障害福祉サービス事業者等は、同年 4 月 15 日まで（予定）に計画書等を都道府県知事等へ届出する。

（参考）通常の取扱い

加算を取得する年度の前年度の 2 月末日までに都道府県知事等へ届出する。

※「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成 27 年 3 月 31 日障障発 0331 第 6 号）参照

なお、障害福祉サービス費等の報酬算定構造の案等については、追ってお示しいたします。

(本件連絡先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課 評価・基準係

電 話 : 03-5253-1111 (内線 3036)